

令和7年度
公益社団法人福岡県剣道連盟
剣道伝達講習会



期日:令和7年4月26日(土)
場所:福岡武道館

令和7年度 「剣道伝達講習会」開催要項

1. 日 程 令和7年4月26日(土)
- | | | |
|----------|-------------|---------|
| 受 付 | 9:00~9:30 | 武道館玄関 |
| 役員・講師打合せ | 9:30~9:50 | 小会議室 |
| 開講式 | 10:00~10:10 | 剣道場 |
| 講 義 | 10:10~12:00 | 柔道場 |
| 昼 食 | 12:00~12:55 | 受講生は観覧席 |
| 実 技 | 13:00~15:30 | 剣道場 |
| 閉講式 | 15:40 | 剣道場 |
2. 場 所 福岡武道館
〒810-0052 福岡市中央区大濠 1-1-1
電話 092-712-1890 (福剣連 携帯 090-8559-9026)
3. 講 師 講 師 教士八段 彌永政美
講 師 教士八段 原 忠生
講 師 教士八段 松岡 誠
4. 参加人員 各剣連1名~2名程度(32地域)・中体連2名・高体連2名
学生剣道連盟2名 道場連盟2名
5. 参加資格 *原則として、地域および団体の会員に責任持って伝達できる教士七段以上の者
6. 参加締切 令和7年4月18日(金)
7. 携行品 ①「剣道講習会資料」・「日本剣道形解説書」・「剣道試合・審判規則細則」
「剣道試合・審判・運営要領の手引き」
書籍の販売はしません。
「福岡県剣道連盟発行の受講証」(持っている方)
持っていない方で必要な方は、当日渡します。
- ②マスク、木刀、剣道具一式、審判旗、昼食
8. 問合せ先 〒810-0052 福岡市中央区大濠 1-1-1 福岡武道館内
(公社)福岡県剣道連盟 事務局 山田雅士
連絡先 TEL:092-712-1890 FAX:092-712-1891
事務局携帯電話:090-8559-9026

受講者名簿

No.	氏名	年齢	職業	性別	称号	段位	所属
1	上寺 康司	64	大学教授	男	教士	七段	東区
2	小林 真二	64	会社員	男	教士	七段	東区
3	吉岡 英司	62	教員	男	教士	七段	西区
4	深野 浩	65	無職	男	教士	七段	早良区
5	今井 薫美子	65	教員	女	教士	七段	城南区
6	首藤 義隆	62	会社員	男	教士	七段	南区
7	徳留 雅大	46	会社員	男	教士	七段	南区
8	森山 和博	67	教員	男	教士	七段	中央区
9	高倉 伸幸	63	会社員	男	教士	七段	博多区
10	南 信吾	64	会社員	男	錬士	七段	博多区
11	矢ヶ部 智浩	68	公務員	男	教士	七段	宗像
12	藤谷 豊秋	64	公務員	男	教士	七段	宗像
13	和田 誠一	55	会社員	男	教士	七段	糟屋
14	伊島 裕貴	49	会社員	男	教士	七段	糟屋
15	相川 一博	62	会社員	男	教士	七段	筑紫
16	松尾 匡樹	58	教員	男	教士	七段	筑紫
17	星丸 晶	51	会社員	男	教士	七段	糸島
18	三好 恒	66	無職	男	教士	七段	門司
19	山下 泰三	58	教員	男	教士	七段	小倉
20	蒲田 智幸	63	会社員	男	錬士	七段	小倉
21	安楽 潤	55	会社員	男	教士	七段	戸畑
22	森寄 誠一郎	52	会社員	男	教士	七段	八幡
23	竹森 俊二郎	46	会社員	男	教士	七段	八幡
24	佐古野 政治	53	会社員	男	教士	七段	若松区
25	三宅 雅昭	57	会社員	男	教士	七段	行橋京都
26	倉本 義孝	60	刑務官	男	教士	七段	行橋京都
27	江本 利久	70	無職	男	教士	七段	豊前築上
28	石橋 一誠	68	会社員	男	教士	七段	遠賀中間
29	豊嶋 哲也	57	会社員	男	教士	七段	遠賀中間
30	古賀 圭祐	59	教員	男	教士	七段	久留米市
31	末次 輝	46	会社員	男	錬士	七段	久留米市
32	森山 一朗	55	教員	男	錬士	七段	八女地域
33	中村 公治	49	会社員	男		六段	大川
34	西見 秀俊	63	公務員	男	教士	七段	うきは市
35	高瀬 将嗣	53	公務員	男	錬士	六段	うきは市
36	篠原 栄一	53	会社員	男	教士	七段	朝倉
37	大塚 一徳	55	公務員	男		六段	大牟田市
38	菊池 肇	54	警察官	男	錬士	七段	小郡三井
39	古賀 悦喜	60	会社員	男	教士	七段	柳川市
40	富松 裕明	64	自営業	男	教士	七段	三潞地域
41	平野 俊法	70	無職	男	教士	七段	みやま市
42	西田 浩孝	52	自営業	男	教士	七段	嘉飯
43	高橋 隆幸	57	公務員	男	教士	七段	直鞍
44	佐々木良幸	52	公務員	男	教士	七段	直鞍
45	平尾 幸三	69	会社員	男	教士	七段	田川
46	佐藤 英明	58	教員	男	教士	七段	中体連
47	桑田 康平	28	教員	男		五段	中体連
48	畑江 秀彦	62	教員	男	教士	七段	高体連

全剣連の現状・課題

令和7年4月
公益財団法人全日本剣道連盟

1

大会・講習会

- 全剣連主催の大会は、例年通り実施
 - 11月 全日本選手権（男女同時開催）… 来年も継続予定
- 世界大会
 - 7月 イタリア・ミラノ 個人ベスト4を含め、完全優勝
 - 令和9年5月 日本開催
 - アジア大会 令和8年5月 東京開催（アジア剣道連盟発足と同時に）
- 審査会（六段～八段）（居・杖含む）
 - 延べ40回実施（昨年36回）、延べ受審者数18,058人（昨年17,910人）
- 講習会のうち、指導法、試合・審判法のブロック講習を東西に再編
- 後援講習会を復活（今年度から）
 - 18県から申込みあり
 - 県単位開催希望の多かった「幼少年女子講習会」は3県のみ

2

課題（財務・コンプライアンス）

- 財務
 - 令和6年度 実績見込み ▲1,200万円（世界大会派遣費用等を含む）
 - 令和7年度 予 算 + 600万円
 - 引当金繰入れ、3年に一度の世界大会を勘案すると、さらなる改善必要

➔世界大会応援クラブ会員募集
- コンプライアンスの徹底
 - 不祥事発生のダメージのみならず、普及にとっても重要
 - 次ページ以降
 - コンプライアンスの重要性、○剣道人口の減少、○なくならな、不祥事

3

なぜコンプライアンスが重要か

- 企業においては様々な事案が発生
 - 不正会計（粉飾）、偽装（産地、データ）、その他（個人情報流出等）
 - ・・・ 最悪の場合、倒産も
- スポーツの場合、不祥事が起きると
 - 社会がそのスポーツを敬遠、人気の下落
 - 競技者の誇りに傷、競技人口が減少
 - 資金面では、登録料等減収・企業スポンサー撤退等で、中央団体運営に影響
 - ・・・ 資金源を失うことで事業縮小等 負のスパイラル
 - 当該個人にとっては、築き上げた地位・名誉の喪失、民事責任（損害賠償）、（暴力などでは）刑事責任

➔ 全剣連は、決意をもって不祥事防止に取り組み

4

剣道人口の減少

高校生人口：平成15年（2003年）381万人 → 令和6年（2024年）292万人 ▲23.4%

・高校剣道部員数（高体連資料より）

	卓球	バドミントン	弓道	剣道	柔道
2003年（平成15年）	67,062	95,713	65,162	59,382	35,628
2024年（令和6年）	64,486	115,520	64,025	31,720	14,156
増減	△2,576	19,807	△1,137	△27,662	△21,472
増減率	96.2%	120.7%	98.3%	53.4%	39.7%

・中体連：平成15年 122,526人 → 令和5年 68,026 45%減（中体連）

・初段登録者数：平成13年 4.7万人 → 令和5年 2.7万人 △40%超

同年13歳（中1）人口（131.5万人） → （106.5万人） △20%

⇒ 剣道人口増プロジェクトチーム（全剣連挙げて）

5

なくならない不祥事

（全剣連への告発、新聞報道等）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総件数	14件	15件	20件	35件	42件
実名告発等	8件	9件	17件	25件	23件

実名告発が増 ⇒ 深刻な事案が多くなっていないか

- パワハラ、高校生自死（高校）
- 教え子への暴力、逮捕・略式起訴・罰金（中学校）
- 教え子にわいせつ行為、逮捕・有罪・執行猶予（スポーツ少年団等）
- 不適切な会計処理、（高校）
- 部費着服、暴力、生徒に洗車を行わせる等不適切な行為（高校）

⇒ ハラスメント防止リーフレット（普及委員会）

6

“ハラスメント”

しない！させない！許さない！

公益財団法人全日本剣道連盟



○まえがき

近年、スポーツ指導現場においてはハラスメントの相談が増加傾向にあり、全日本剣道連盟（全剣連）が加盟している日本スポーツ協会に寄せられた件数は2023年度、過去最多となりました。剣道界においても、少なくない数の苦情や訴えが寄せられています。

しかし、日本の伝統文化である剣道修練の場においてこそ指導者は自らの立場に謙虚であるべきで、稽古に名を借りて暴力をふるう行為は絶対に許されません。そこで、剣道界におけるハラスメントの防止と一掃に向け、指導者をはじめとする関係者にさらに注意を喚起するためこのリーフレットを作成しました。

○全剣連における取組

全剣連では倫理規程および倫理に関するガイドラインを制定し、ハラスメント行為を禁止するとともに社会的な信頼の確保に努めています。そして、倫理規程やガイドラインに違反する行為に対しては、綱紀規則により会員資格の除名・停止や称号段位の返上・剥奪などの処分を行っています。

○ハラスメントとは

剣道において一掃すべきハラスメントとは、暴力、暴言、パワハラ、セクハラなど安全・安心に稽古に取り組む環境を悪化させたり、剣道を通じた心身の健全な発達を阻害したりする行為です。これは、剣道の指導者と指導を受ける者の関係だけではなく、剣道に係わる誰でも他者との関係の中で起こりえる問題です。

特に、剣道において指導者が暴力的な指導を行い、教え子を自死に至らしめた事案や熱中症により命が失われた事件がありました。このように行き過ぎた指導や不適切な指導は、絶対に剣道界から撲滅せねばなりません。



この辺に剣道している子供のイラストを入れる。以下、同様に適宜イラストや写真を挿入する。

○ハラスメントの内容

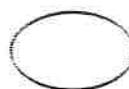
主なハラスメントを整理して説明するため、ここでは日本スポーツ協会に準じて悪しき行為を次のように分類し、剣道修練におけるそれぞれの概要と許されない事例を紹介します。

① 暴力

暴力とは、肉体的・精神的に傷つけるような不当な力を他者の身体に対して及ぼすことです。剣道指導要領においては、「鍛錬と称して、いたずらに過度の身体的な負担を強いたり、無謀な体当たりや組み討ちなどがあってはならない」とされ、「『迎え突き』は敵に慎まなければならない」と明記されています。

* 例えば;

「指導者が、指導を受ける者の顔を手で叩いたり、剣道具の無い部位を竹刀で叩いたりした」
「稽古中に相手の頭を過剰に強く打ったり、悪意のある体当たりをして転倒させたりした」



② 暴言

暴言とは、他人を傷つける言葉や乱暴な言葉のことです。たとえ師弟関係にあっても、暴言は人格否定につながり相手を傷つける行為であり、直接手をあげるような行為でなければ許されるというわけではありません。

* 例えば;

「指導者が『のろま、ぶっ殺す』など侮辱的な暴言を吐き、指導を受ける者が『夜眠れない』などの体調不良を訴えた」

「道場生が失敗をした際に道場の先生が大声で、『下手くそ、おまえに剣道は向いてない、やめちまえ』と罵倒した」



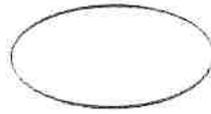
③ パワー・ハラスメント(パウハラ)

剣道の指導におけるパウハラ要件として、「指導者が立場の優位性を利用し、適正な範囲を超えた指導を行い、相手に著しい精神的苦痛を与えて稽古環境を悪化させること」が挙げられます。また、合理的な理由なく身体的能力を超えた過度な稽古をさせること、正当な理由なく稽古から排除すること、などの行為もパウハラに該当します。

* 例えば;

「稽古中に気分が悪くなり面を外したいと指導者に訴えたが認められず、逆に『たるんでいる』と長時間掛かり稽古をさせられ失神しかけた」

「指導者が感情的になり発声のやり直しを 30 分もさせられ、以降、他の子供達との稽古に参加させてもらえず最後まで一人で素振りをさせられた」



④ セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)、他

セクハラとは、性的な行為や言葉によって相手に不快感を与えることです。指導者と指導を受ける者という立場を離れて身勝手な感情に基づいて行われたり、指導者が立場の違いを利用して行ったりするケースが見られます。なお、その行為がセクハラか否かは基本的に受け手側の判断によります。

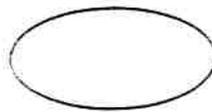
また、その他のハラスメントとして、差別的指導やプライバシーの侵害などにも注意が必要です。

*例えば;

「宿泊先で引率者が異性の選手達を部屋に呼びつけ、うち一人を転倒させてその上に倒れこんだ」

「教え子が断りづらい状況を作り出して床に座らせ、指導やストレッチと称して腰やお尻などに必要以上の接触を行った」

「無断で稽古風景を撮影され、望まないのに個人が特定できる形で Facebook や Instagram に投稿して拡散された」



○ハラスメントへの対策

ハラスメント行為が発生した場合には、全剣連は既述のとおり厳正な対処を行ってまいります。しかし、それ以上に大事なことは、ハラスメントを未然に防止することです。

剣道においては、厳しい稽古によってこそ上達できるという考えがあり、試合に勝つことは大きな目標となりますが、指導者としてはその目的が「剣道の理念」における人間形成の道にかなっているかを常に省みてください。

そして、訴えることを我慢しがちな子供達に大きな苦痛を強いているかもしれないことにも注意が必要です。剣道の指導などにおいて、不適切な行為が発生する要素としては次の3点が挙げられています;

・動機＝偏った勝利至上主義におちいったり、指導者には権威があるという意識が過剰になっている

・機会＝第三者の目が届かぬ関係者だけの閉鎖的な状況である

・正当化＝教え子や選手のために良かれと思って取り組めば問題ないと考えている

これらの3つの要素が重なることがないように日頃からチェックを行い、指導者や保護者など関係者が一体となって剣道界におけるハラスメントを防ぎましょう。



○あしがき

剣道は、試合あるいは勝つことが最終目的ではありません。伝統的に、師匠が弟子とともに『行ずる』ことにより技術とその精神を教えること(師弟同行)が指導法の真髄とされてきました。指導者は、指導を受ける者の技能の向上や人格の形成に大きな影響を及ぼすことを自覚し、コミュニケーションを大切にしながら指導に当たられますよう宜しくお願い致します。

【剣道の理念】

「剣道は剣の理法の修練による人間形成の道である」

【剣道指導の在り方】

剣道の指導は、「剣道の理念」と「剣道修練の心構え」を前提として、「剣道指導の心構え」に基づいてなされなければならない。



○ご相談窓口

□全日本剣道連盟

・公益財団法人全日本剣道連盟(全日本剣道連盟相談・苦情窓口)

〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-3-14 靖国九段ビル 2 階

・HP <https://www.kendo.or.jp/information/20200312/>

・相談方法 メール、ファックス、書面

・相談窓口(FAX) 03-3234-6007

・相談窓口(メール) kujosodan@kendo.or.jp

・利用対象者 剣道・杖道・居合道の指導者等からハラスメントを受けた方

□都道府県剣道連盟

・各都道府県剣道連盟にもご相談ください。



2025 年〇月 公益財団法人全日本剣道連盟

【2025/3/11 版】

令和7年度(第60回)剣道中央講習会 「指導法」

講習会の目的： 剣道の普及・発展のため、全日本剣道連盟と各都道府県剣道連盟および全国組織剣道関係団体との意思の疎通を図るとともに、指導法・審判法について共通の理解を得ることを目的とする。

◎指導法の重点事項

「剣道の理念」をより深く認識し、高い水準の剣道を目指すために「指導法講習における[重点事項]」を踏まえた指導法の普及を図る。(剣道講習会資料 p9)

◎剣道指導要領に基づく指導

(1) 剣道着・袴および剣道具 (剣道指導要領pp.11~23)

- ① 剣道着と袴の着装法と留意点
- ② 剣道具(面・胴・小手・垂)の着装法と留意点
- ③ 剣道具の外し方、結束法と留意点、剣道着と袴のたたみ方

(2) 竹刀(竹刀の構造と各部の名称、竹刀の基準、規格等、竹刀の安全確認)

(剣道指導要領pp.24~26) (剣道試合・審判規則第3条 同細則第2条)

- ① 竹刀
- ② 日本刀・木刀 (剣道指導要領pp.27~28)
- ③ 竹刀・小手・面の持ち方と置き方、手拭いの置き方 (剣道指導要領pp.28~29)

(3) 礼法(立礼、座礼、正座、座り方・立ち方) (剣道指導要領pp.30~35)

- ① 稽古前後の礼法の指導を徹底するとともに、激しい攻防のなかでの礼についての指導。
(礼に始まり、礼をもって行い、礼で終わる精神の啓蒙を図る)

(4) 基本動作 (剣道指導要領pp.36~71)

- ① 姿勢 ② 構えと目付け ③ 構え方と納め方 ④ 足さばき ⑤ 素振り ⑥ 掛け声(発声)
- ⑦ 間合 ⑧ 打突の仕方・打たせ方および受け方 ⑨ 体当たり ⑩ 鍔ぜり合い ⑪ 切り返し
- ⑫ 残心

(5) 応用動作(对人的技能)

- ① 基本動作から応用動作(对人的技能)への移行 (剣道指導要領p72)
- ② [攻め合い]について(三殺法)(剣道指導要領pp.72~73)、氣勢の充実をもって中心を外さない攻め合いの重視、安易に左拳を中心線から外す防御体勢の厳しい是正。

(講習会資料 p9)

- ③[しかけ技]:一本打ちの技、連続技(二・三段の技)、払い技、捲き技、出ばな技、引き技、かつぎ技、片手技、上段技、二刀の構えからの技(剣道指導要領pp.73~113)
- ④[応じ技]:抜き技、すり上げ技、返し技、打ち落とし技(剣道指導要領pp.113~147)

◎「日本剣道形」「木刀による剣道基本技稽古法」「竹刀稽古法」の位置づけとつながりを踏まえた指導

(1) 竹刀稽古法 … 剣の理法の修練に基づく気剣体一致の“見事な一本”の追求

①剣道具を装着して「木刀による剣道基本技稽古法」を竹刀剣道に発展させる指導。

習熟段階を考慮して、構成された技に関連する内容も取り入れた指導を展開する。

(例 基本2-連続技:小手一面、小手一胴、小手一面一胴

基本6-すり上げ技:小手すり上げ面、面すり上げ面 など)

②呼吸法、気合、打突部位、打突部、刃筋、強度と冴え、体勢(姿と勢い)、構え、体さばき、手の内、鎧を意識した竹刀の操作、一足一刀の間合、一拍子の打突

◎鍔ぜり合いの指導

(1) 正しい鍔ぜり合いの方法

自分の竹刀を少し右斜めにして手元を下げ、下腹部に力を入れて自分の体の中心を確実に保つようにする。相互の鍔と鍔とでせり合って攻撃の機会をつくる。

二刀の場合には小刀を下に、大刀を上とし、二刀を交差する。(剣道指導要領p67)

(2) 正しい鍔ぜり合い(鍔と鍔が接する構え)からの技を理解させ徹底指導する。

①鍔ぜり合いからの技能を高める。

②分かれる場合は、積極的に技を出すか、相互に間を切る。(講習会資料 p9)

(剣道試合・審判・運営要領の手引き参照)

以上

令和7年度(第60回) 剣道中央講習会 「木刀による剣道基本技稽古法 指導の要点」

1. 木刀の扱い方

- (1) 現在は、木刀を日本刀として考えて扱う意識が低い、「木刀による剣道基本技稽古法」制定の趣旨に則り、正しい木刀の扱い方を身につける。
- (2) 木刀の持ち替えは、概ね体の中央で行う。
- (3) 帯刀時の柄頭は正中線上に位置する。
- (4) 鐔に左手親指を掛ける意味は、「相手に抜かれない」「自分が抜きやすい」「鞘走りを防ぐ」などである。この意味から、左手親指の指紋部は鐔のやや内側に掛けことになる。

2. 蹲踞

- (1) 蹲踞しながら抜き合わせる。
- (2) 蹲踞は右自然体である。
- (3) 横手あたりの交差になる。

3. 中段の構え

- (1) 足の備えは両足の内側が平行になる。
- (2) 目付けは、相手の目を注視しながら全体を見る。
- (3) 左拳は、臍前約ひと握りのあたりに納め、左手親指の付け根の関節が臍の高さになる。
- (4) 木刀によって正しい握り方を体得する。

4. 間合

- (1) 一足一刀の間合
 - 1) 技を起す時は「一足一刀の間合」である。
 - 2) 「一足一刀の間合」とは、一步出れば打てる距離、一步引けば相手の打突をかわすことができる距離である。
 - 3) 「一足一刀の間合」には個人差があることを理解する。
- (2) 横手あたりの交差
 - 1) 最初の抜き合わせと、技が終了した時点では横手あたりを交差する。
 - 2) 横手あたりの交差は作法として示されたものである。
 - 3) 横手の部位を示して解説してあげると親切である。

5. 打突

- (1) 「気剣体一致の打突」と「残心」を修得する。
- (2) 「振り上げ→振り下ろし→打突」を一拍子で行う。

- (3) 振り上げた際、左手の小指・薬指は緩めない。
- (4) 刃筋正しく打突する。
- (5) 木刀の物打で打つ。木刀の物打は先端から約 10 cm 程度の箇所である。
- (6) 足さばきは「送り足」を原則とし、一方の足に他方の足が伴う。左足を素早く引きつける。
- (7) 動作は腰から起こし、重心は平行移動する。
- (8) 打突部位を明確に発声する。

6. 残心

打突後は油断することなく相手に正対し、間合いを考慮しながら「中段の構え」となって残心を示させる。残心とは、一般に、打突後油断せず相手の反撃にも対応できる身構え、気構えをいう。

7. 基本 9 指導上の留意事項

打ち落とし技「胴（右胴）打ち落とし面」の「掛り手」の動作について

【原本】

「掛り手」は左足からやや左斜め後ろにさばくと同時に、相手の木刀を自分の木刀の刃部の「物打」付近で斜め右下方に打ち落とし、すかさず右足を踏み出して正面を打つ。

【講習会資料】

左足からやや左斜め後ろにさばくと同時に、刃部の「物打」付近で斜め右下方向に打ち落とし、すかさず右足を踏み出して正面を打つ。

※ 指導上の留意事項

「掛り手」は左足からやや左斜め後ろにさばくので、体は斜め右方向を向く。まっすぐ振りかぶり刃筋正しく刃部で真下（下方）に打ち落とす。

令和7年度(第60回) 剣道中央講習会 「日本剣道形」

1. 制定の経緯

明治44年(1911)7月、「中学校令施行規則」が一部改正され撃剣が柔術と共に中学校の正科として採用されることになった。そこで、大日本武徳会、文部省、東京高等師範学校の三者が協議し、明治44年12月、剣道形制定の調査委員会を設置した。主査として根岸信五郎、辻 真平、内藤高治、門奈 正、高野佐三郎の5氏が委任され草案を作成した。更に全国を11区分し、20名の調査委員が招聘され、鋭意調査研究の結果、大正元年(1912)10月16日、「大日本帝国剣道形」が制定された。指導上の統一を図ることを目的に、いずれの流派にも属さない、流派統合の象徴として制定したものである。大正6年(1917)9月、所作に関する細部の解釈の違いから不統一が顕著となったため、「加註」が施された。さらに昭和8年(1933)5月、剣道形の更なる普及発展と細部の所作に対する詳解の必要性から「増補加註」及び写真説明(打太刀・高野佐三郎、仕太刀・小川金之助)がなされ、統一の徹底が図られた。

昭和27年(1952)、全日本剣道連盟が結成され、大日本帝国剣道形を「日本剣道形」と改称し、実施することとなった。昭和56年(1981)12月7日に、文書表現や仮名遣いを現代文に改めた「日本剣道形解説書」を作成した。平成元年(1989)に「講習会資料」の作成がはじまり、平成15年(2003)に「剣道講習会資料」第1版が発行され、現在第6版(平成24年発行、同29年一部修正)に至る。

2. 意義

日本剣道形は、長い歴史を持ち、理合・精神面に深い内容を持つまでに発達した伝統文化である。この伝統文化である、剣道形を正しく伝承し、次代に伝えることは大きな意義がある。

3. 修錬の目的

日本剣道形の修錬を通じて、剣道の原点である「剣の理法」を学び、剣道の正しい普及発展に役立てることが目的である。

4. 重点事項(剣道講習会資料)

- (1) 立会前後の作法、立会の所作、刀の取り扱い。
- (2) 正しい刀(木刀)の操作(刃筋、手の内、鎧の使い方、一拍子の打突など)や体さばき。
- (3) 打太刀、仕太刀の関係を理解し、呼吸を合わせ、原則として仕太刀が打太刀より先に動作を起こさないこと。
- (4) 打太刀は間合に接したとき、機を捉えて打突部位を正しく打突し、仕太刀は勝機を逃すことなく打突部で打突部位を正確に打突すること。
- (5) 形の実施中は、目付け、呼吸法、残心などを心得て、気分を緩めることなく終始充実した気迫で行うこと。

5. 日本剣道形の効果

日本剣道形は、先人が英知を傾け、鋭意調査協議を重ねて制定したものであり剣道の基礎的な礼法や技術、そして剣の理法を示したものである。高野佐三郎『剣道』では「斯道の練習法三様あり、第一・形の練習、第二・仕合、第三・打ち込み稽古、是なり」と形修練の重要性を説いている。剣道形の修練により以下の効果が得られる。

- (1) 礼儀作法や落ち着いた態度が身につく。
- (2) 姿勢が正しく、動作も機敏になる。
- (3) 相手の気持ちや動作を観察する観の目が養われる。
- (4) 技術上の悪癖をなおすことができる。
- (5) 呼吸や正しい太刀筋を会得できる。
- (6) 間合や打突の機会を修得できる。
- (7) 打突が正確になり残心が会得できる。
- (8) 気が錬れて、気迫・気合や発声が充実する。
- (9) 心と技の理合が会得できる。
- (10) 気位が高まり、気品や風格が備わる。

6. 指導上の基本的な留意点

- (1) 『日本剣道形解説書』『講習会資料「日本剣道形」』を熟読させ、剣の理法に基づく剣道形を体得させる。
- (2) 立会の所作、刀の取り扱い(特に小太刀の置き方)を適切に行わせ、刀(木刀)の操作(刃筋・鑄の使い方・手の内)、一拍子の打突及び体さばきを正しく行わせる。
- (3) 五つの構え及び小太刀の形においては、半身の構え、入り身の所作を自得させる。
- (4) 打太刀(師の位)、仕太刀(弟子の位)の関係を理解して呼吸を合わせ、合気となり、終始充実した氣勢、気迫で行わせる。原則として仕太刀が打太刀より先に始動しないようにさせる。
- (5) 太刀の形は、「機を見て」(機とは、心と体と術の変わり際に起こるときの兆しのこと)打つのである。この場合、打太刀が仕太刀に勝つ所を教えているもので、打太刀は仕太刀が十分になったところを見て打たせる。
- (6) 小太刀の形は、「入り身になろうとする」を打つ。「入り身」とは、氣勢を充実して相手の手元に飛び込んでいく状態をいう。「なろうとする」ことから形に表さない。打突の機会を理解させる。
- (7) 目付は原則として、相手の目を見る。「遠山の目付」で行わせる。
- (8) 足さばきは「すり足」で行い、音を立てないようにさせる。一方の足を移動させたときは原則として他方の足を伴って移動させる。
- (9) 仕太刀の打突後の残心は、形に示されている、いないにかかわらず、十分な気位で残心を示すよう注意させる。打太刀は仕太刀の十分な残心を見届けてから、動作を起こすようにさせる。
- (10) 打太刀は一足一刀の間合から技を出し、仕太刀は打突したら物打ちが打突部位に確実に届くよう、気迫をこめて打ち下ろさせる。又、振りかぶった剣先が両拳より下がらないようにさせる。
- (11) 技に応じて、緩急強弱を心得て一拍子で行わせる。
- (12) 呼吸は構えるときに吸気し、前進するときは、丹田に気迫を込め、呼気の勢いで打突(発声)させる。
- (13) 形の実施中は、始めの座礼から終わりの座礼まで、特に構えを解いて後退するときも、気分をゆるめず、終始充実した気迫で行わせる。

7. 共通理解

- (1) 中段の構えの延長とは、棟の鏝元と切っ先を直線で結んだ延長をいう。
- (2) 太刀一本目、打太刀正面打ちを抜かれた剣先の高さは下段程度。
- (3) 太刀四本目、双方切り結ぶ位置は、およそ刀身の中央部、剣先は、正面の高さ。
- (4) 太刀五本目、仕太刀の中段の構えは、一拳前に出し刃先は、やや斜め下。
- (5) 太刀六本目、仕太刀がすり上げ小手を打ったとき、右足を踏み出し左足を引き付けるを原則とするが、間合いによって引き付けなくても、踏み出したと解釈する。
- (6) 太刀七本目、仕太刀がすれ違いながら右胴を打つときの方法。
 - ① 右足を右前に開いたとき刀を左肩上に振り上げ、左足を踏み出すと同時に右胴を打つ。
 - ② 右足を開いても(体は移動させない)刀を振り上げず、左足を踏み出すと同時に振り上げ振り下ろし、一拍子で打つ。(修錬者の錬度に応じて指導する)
- (7) 小太刀半身の構えの刃先の方向
 - ① 中段半身の構えは、刃先をやや斜め下に向ける。
 - ② 下段半身の構えの刃先は、真下とする。

8. まとめ

- (1) 『日本剣道形解説書』、『剣道講習会資料(日本剣道形)』を熟読・精通する。
- (2) 日本剣道形の修錬を通じて、剣道の原点である剣の理法を学び、剣道の正しい普及発展に役立てることが目的である。
- (3) 我が国の伝統文化として次代に正しく伝承しなければならない。その為に、平素から日本剣道形の修錬に努める必要がある。

以上

[訂正版]新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法の今後の取扱い
及び『剣道試合・審判・運営要領の手引き』の改訂 について

全日本剣道連盟 試合・審判委員会
委員長 香 田 郡 秀

全日本剣道連盟では、2021年3月開催の男女合同全日本選手権以降3年4カ月余り「新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合・審判法（以下、『暫定的試合審判法』とする）」による大会を運用してまいりましたが、感染対策や試合内容について概ね良好に実施することができました。

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、全日本剣道連盟では今後の「暫定的試合審判法」の取扱いについて検討を重ね、「剣道試合・審判規則、同細則」に手を加えず、これまでの「暫定的試合審判法」による試合運営の恒久化を図るため、「剣道試合・審判・運営要領の手引き（以下手引き）」を改訂し、下記の新旧対照表の通り **2024年9月1日** から実施することといたしました。

つきましては、関係各所に広くご周知くださいますようお願いいたします。

「剣道試合・審判・運営要領の手引き」<新旧対照表>

番号	旧頁	旧（既存の記述）	新頁	新（改訂後の記述）
1	9～10	<p>つば（鏢）競り合いは、鏢と鏢とが競り合って互いが最も接近して緊迫した 間合 である。鏢競り合いは攻防や打突行動の中から発生した相対関係である。</p> <p>鏢競り合いになった場合は、試合者は積極的に技を出すか、積極的に解消するように努めなければならないのである。しかし、鏢競り合いが 長く続くようであれば、基本的には次の観点から 判断 する。</p> <p>①正しい鏢競り合いをしているか。 ②打突の意志が有るか。 ③分かれる意志が有るか。</p> <p>目的と現象を見極めて段階的な基準によって判断する。その ②判断・処置は概ね次のように集約される。…</p>	9～10	<p>つば（鏢）競り合い（以下「鏢競り合い」とする）は、鏢と鏢とが競り合って互いが最も接近して緊迫した 状態 である。鏢競り合いは攻防や打突行動の中から発生した相対関係である。</p> <p>鏢競り合いになった場合は、試合者は積極的に技を出すか、積極的に解消するように努めなければならないのである。しかし、鏢競り合いが 長く（一呼吸：3秒程度以上）続くようであれば、基本的には次の観点から 総合的に是非を判断 する。</p> <p>①正しい鏢競り合いをしているか。 ②打突の意志が有るか。 ③分かれる意志が有るか。</p> <p>以上の判断・処置は概ね次のように集約される。…</p>
2		<p>新たに加筆</p>	23	<p><事例7> ◇二刀、隻腕、片手段において、大刀の鏢元（近く）を握ることで小手部を隠すことは反則となるか。 <解説> ①柄の握り位置は柄頭を原則とするが、柄の握り位置だけをもって判断することは難しいため、防御一辺倒など著しく見苦しい場合は、合議のうえ規則第1条に照らして反則とする。 ②鏢競り合い等の接近した場面で鏢元を握ることは、刀法や間合を考慮し、特に問題としない。</p>
3	23	<事例7>	24	<事例8>

4		新たに加筆		<p>〈事例5〉</p> <p>◇鏢競り合い解消に至る時間はおよそ「一呼吸（3秒程度）」としているが、鏢競り合いの開始はどの時点からか、また解消の見極めは。</p> <p><解説></p> <p>①鏢競り合いは鏢と鏢が競り合っている状態であるが、近間での攻防が尽き、鏢競り合いにならずとも相互に接近した状態から鏢競り合いの開始時点とする。</p> <p>②鏢競り合いの解消は、「一 試合 2 諸禁止行為」の〈事例8〉の端緒を指すが、相互の剣先が完全に離れる（直ちに打突できない間合で相互に中段の構えをとる）まで積極的（一気）に解消しているか注視する。</p>
5	30	〈事例5〉	32	〈事例6〉
6	30~31	〈事例6〉	32~33	〈事例7〉
7		新たに加筆		<p>〈事例8〉</p> <p>◇鏢競り合いの解消途上の見極めにおける留意点は。</p> <p><解説></p> <p>①正しい鏢競り合いから鏢と鏢で競り合う力を利用して積極的（一気）に解消しているか、年齢や鎌度を考慮し、審判員は総合的に判断する。</p> <p>②解消途上に不当な行為がないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下がると見せかけて打突する行為。 ・竹刀を意識的に肩に掛ける行為。 ・竹刀を払う、巻く、抑え込む、ひっかける行為。 ・竹刀を開く、下げる行為。 ・故意に体を反らしたり、曲げたりする行為。 ・その他、不当と思われる行為。 <p>明らかに解消途上に不当な行為がある場合は、合議の上「反則」を適用する。微妙な場合は2回、3回と続けば合議の上、判断する。</p>
8	31	〈事例7〉	34	〈事例9〉
9	31~32	〈事例8〉	34~35	〈事例10〉
10	32	〈事例9〉	35	〈事例11〉
11	32~33	〈事例10〉	35~36	〈事例12〉
12	33	〈事例11〉	36	〈事例13〉
13	34	〈事例12〉	37	〈事例14〉

※シールド・マスクに関しては、当分の間、どちらかは着用することとします。

※鏢競り合い時の発声に関しては、今後「指導」及び「反則」とはしないが、鏢競り合いは互いが最も接近して緊迫した状態であることから、極力発声しないよう日頃の稽古や試合において指導願います。

※審判員の移動・交替要領、団体試合の整列方法に関しては、「暫定的試合審判法」実施以前に戻します（運営要領 p14-15 図の通りとし、審判員間の距離を狭める）。

<その他>

※「暫定的試合審判法」以外の事項として「手引き」へ「二刀等」に関わる加筆をしています（新旧対照表・番号2）。

以上

女子委員会

～さらなる女子剣道の普及と質の向上を目指して～

令和6年度の主な活動

1. 幼少年剣道の活性化を目指す女子ブロック講習会

- | | |
|---------------|--------------------|
| (1) 中国ブロック講習会 | 令和6年6月15日16日(土・日) |
| 広島県立総合体育館 | 女子講習生76名 幼少年113名 |
| (2) 関東ブロック講習会 | 令和6年11月23日24日(土・日) |
| 栃木県ユウケイ武道館 | 女子講習生97名 幼少年126名 |
| (3) 四国ブロック講習会 | 令和7年1月25日26日(土・日) |
| 高知県民体育館 | 女子講習生70名 幼少年109名 |
| (4) 東海ブロック講習会 | 令和7年3月16日(日) |
| 静岡県武道館 | 女子講習生72名 幼少年152名 |

2. 女子審判法講習会

- (1) 女子審判法講習会
令和7年1月11日12日(土・日) 兵庫県姫路市
- (2) 女子審判研修会
令和6年5月18日19日(土・日) 静岡県静岡市
令和6年8月31日9月1日(土・日) 茨城県つくば市

* 試合・審判委員会の指導を受け、全日本都道府県対抗女子剣道優勝大会及び全日本女子剣道選手権大会の審判を行った。

3. 女子指導法講習会

- (1) 女子剣道指導法講習会
令和6年5月25日26日(土・日) 静岡県静岡市
- (2) 女子剣道指導法講習会
令和7年2月8日9日(土・日) 兵庫県姫路市

* 指導育成委員会の指導により講習会が行われた。
年々受講者が増えなど、女子剣道の普及及び発展が伺われる。

* 幼少年女子ブロック講習会においても、指導育成委員会による指導法を実施している。約700人～800人が受講。毎回女子受講生からは、かなりの好評。

4. 女子代表者による全国リモート連絡会議

全体会

- (1) 各都道府県連盟の女子委員会及びそれらに準ずる組織設立の状況についての報告

分科会

- (1) 昨年度以降の活動の経過や新しい取り組みについての発表
 (2) 幼少年普及や女子委員会活動等、推進上の悩み・問題点の発表

* 第4回目を終える。各連盟において女子委員会を中心に活動が盛んに行われている。

5. 女子委員会及びそれらに準ずる組織の設置状況

令和7年度1月現在の調査

(令和7年度設置の連盟は設置数に含む)

ブロック	都道府県数	設置数	未設置数	未定 検討中	予定無し
北海道・東北	7	5	2	1	1
関東	8	7	1	1	
北信越・東海	9	8	1	1	
近畿	6	6			
中国・四国	9	8	1		1
九州	8	8			

6. 女子の活動に関する広報活動の活性化

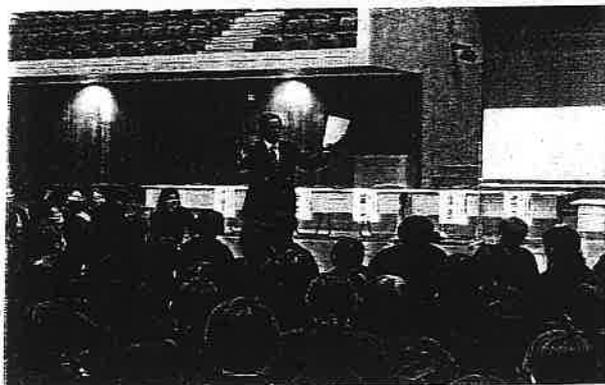
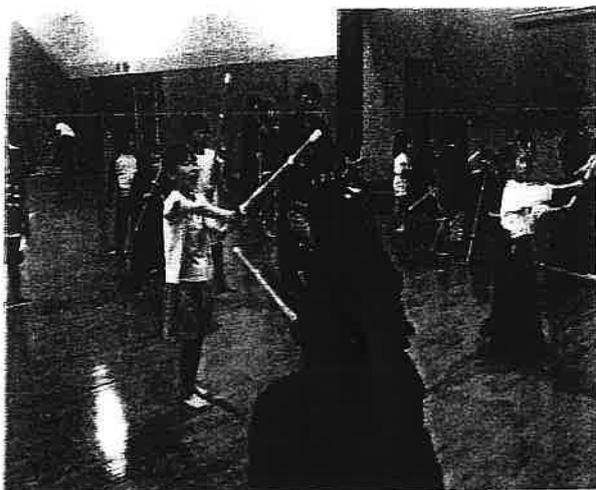
「剣窓」記事・ホームページからの情報発信

- (1) 都道府県女子代表者によるリモート連絡会議 女子委員会
 (2) 剣道競技人口減少に歯止め！ 剣道体験会の開催
 盛岡剣道協会理事長 佐藤光寿氏
 (3) 剣筆「一期初心」 「県剣道連盟女性会長就任の抱負と挨拶」
 長野県剣道連盟会長 二木むつみ氏
 (4) 「オールとやま女子剣道交流会2024」
 富山県剣道連盟 女子部長 坂井仁美氏
 (5) 「県剣道連盟女子委員会を中心とした剣道普及の取組」
 全国の女子稽古会・講習会・大会等の紹介 女子委員会

7. 今後の課題と要請

- (1) 剣道人口減少対策として幼少年女子講習会の継続
(後援講習会にて実施)
- (2) 女性初心者及び初段取得者指導法の検討
(女子講習会にて実施検討)
- (3) 女子代表者による全国リモート連絡会議の一層の活性化
(国内外の交流を検討)

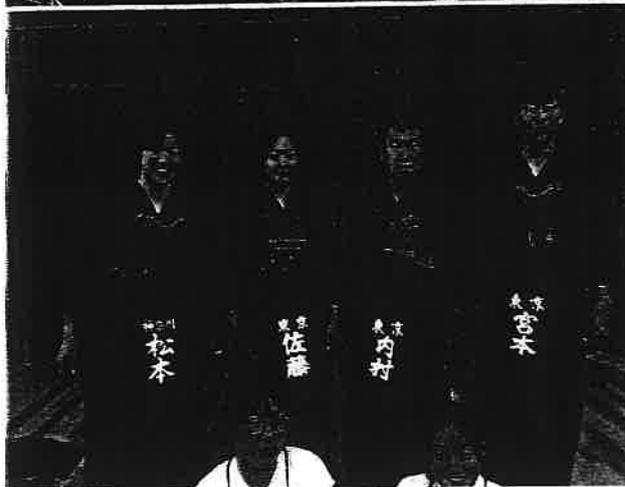
各ブロック講習会の様子



トップ選手子ども剣士指導 全剣連 高知市で講習会 「みんな可能性ある」



笑顔で四國の子ども剣士を指導する国内現役トップ選手4人(県民体育館)



令和7年3月25日

各都道府県剣道連盟
事務局 長 殿

公財 全日本剣道連盟 登録部長

六・七・八段審査における、高齢受審者（65歳以上）の修業年限短縮措置について

標記の件、3月6日の公益財団法人 全日本剣道連盟 第二回理事会にて称号・段級位審査規則の一部が改定され三道の高段位審査会の受審条件が緩和されておりますのでお知らせします。

記

1. 変更内容 審査日に65歳以上の者に限り、六段は、五段取得から2年（従来は5年）。七段は六段取得後3年（従来は6年）、八段は七段取得後5年（従来は10年）以上経過していれば、各都道府県の会長の許可により受審が可能となる。

※本優遇措置に関しての、特段の事由は称号・段級位審査細則第15条で特定していないので、各連盟の判断で積極的に活用願います。
2. 申請方法 特段の書式等は設けない。登録者管理システム上にて、特例を選択して申請することで対応する。
3. 適用審査会 本年4月1日以降に申込締め切りを迎える審査会から適用する。（居合道六・七段（茨城県）審査会以降）
4. 例 修業年限については、65歳になってからの修業年限ではなく、前段位取得日からの年数となる為、下記の通りとなる。

本年8月3日開催の剣道六段審査会（福岡県）を受審する場合
生年月日が、1960年8月3日以前で、令和5年8月31日までに剣道五段の段位を授与されたものが対象となる。

本年8月30日開催の剣道七段審査会（宮城県）を受審する場合
生年月日が、1960年8月30日以前で、令和4年8月31日までに剣道六段の段位を授与されたものが対象となる。（2022年8月21日開催の六段審査会（新潟県）までに六段に合格しているもの）

本年8月9日開催の剣道八段審査会（愛知県）を受審する場合
生年月日が、1960年8月9日以前で、令和2年8月31日までに剣道七段の段位を授与されたものが対象となる。（2020年8月30日開催の七段審査会（福岡県）までに七段に合格しているもの）

※ 8月10日開催の剣道八段審査会（愛知県）については、生年月日が
1960年8月10日以前の者。

※ 2020年10月15日に実施した剣道七段審査会（兵庫県）の合格者も対象となる。

5. 問い合わせ 各都道府県剣道連盟からの質問は登録部まで

6. 別添 称号・段級位規則の新旧対照表

以上

剣道 称号・段級位審査規則(改定後)(令和7年4月1日付改定)

1. 高齢者(65歳以上)に対する修業年限の短縮規定を付加する改定

改正前	改定後																				
<p>公益財団法人全日本剣道連盟 剣道 称号・段級位審査規則</p> <p>第1条から第16条省略</p> <p>(受審資格)</p> <p>第17条 段位を受審しようとする者は、個人会員であって、次の各号の条件を満たさなければならない。</p> <p>1 初段 一級受有者で、満13歳以上の者</p> <p>2 二段 初段受有後1年以上修業した者</p> <p>3 三段 二段受有後2年以上修業した者</p> <p>4 四段 三段受有後3年以上修業した者</p> <p>5 五段 四段受有後4年以上修業した者</p> <p>6 六段 五段受有後5年以上修業した者</p> <p>7 七段 六段受有後6年以上修業した者</p> <p>8 八段 七段受有後10年以上修業し、かつ、満46歳以上の者</p> <p>② 次の各号のいずれかに該当し、地方代表団体会長が特段の事由があると認めて許可した者は、前項の規定にかかわらず当該段位を受審することができる。</p> <p>1 二段から五段までの受審を希望し、次の年齢に達した者</p> <table border="1" data-bbox="236 1680 646 1960"> <tr><th>受審段位</th><th>年齢</th></tr> <tr><td>二段</td><td>35歳</td></tr> <tr><td>三段</td><td>40歳</td></tr> <tr><td>四段</td><td>45歳</td></tr> <tr><td>五段</td><td>50歳</td></tr> </table> <p>2 初段から五段までの受審を希望し、次の修業年</p>	受審段位	年齢	二段	35歳	三段	40歳	四段	45歳	五段	50歳	<p>公益財団法人全日本剣道連盟 剣道 称号・段級位審査規則</p> <p>第1条から第16条省略</p> <p>(受審資格)</p> <p>第17条 段位を受審しようとする者は、個人会員であって、次の各号の条件を満たさなければならない。</p> <p>1 初段 一級受有者で、満13歳以上の者</p> <p>2 二段 初段受有後1年以上修業した者</p> <p>3 三段 二段受有後2年以上修業した者</p> <p>4 四段 三段受有後3年以上修業した者</p> <p>5 五段 四段受有後4年以上修業した者</p> <p>6 六段 五段受有後5年以上修業した者</p> <p>7 七段 六段受有後6年以上修業した者</p> <p>8 八段 七段受有後10年以上修業し、かつ、満46歳以上の者</p> <p>② 次の各号のいずれかに該当し、地方代表団体会長が特段の事由があると認めて許可した者は、前項の規定にかかわらず当該段位を受審することができる。</p> <p>1 二段から五段までの受審を希望し、次の年齢に達した者</p> <table border="1" data-bbox="925 1675 1332 1953"> <tr><th>受審段位</th><th>年齢</th></tr> <tr><td>二段</td><td>35歳</td></tr> <tr><td>三段</td><td>40歳</td></tr> <tr><td>四段</td><td>45歳</td></tr> <tr><td>五段</td><td>50歳</td></tr> </table> <p>2 初段から五段までの受審を希望し、次の修業年</p>	受審段位	年齢	二段	35歳	三段	40歳	四段	45歳	五段	50歳
受審段位	年齢																				
二段	35歳																				
三段	40歳																				
四段	45歳																				
五段	50歳																				
受審段位	年齢																				
二段	35歳																				
三段	40歳																				
四段	45歳																				
五段	50歳																				

限を経て、特に優秀と認められる者

受審段位	修業年限
初 段	一級受有者
二 段	初段受有後3か月
三 段	二段受有後1年
四 段	三段受有後2年
五 段	四段受有後3年

第18条以下省略

附 則

- 1 本規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 財団法人全日本剣道連盟寄附行為に基づいて授与された称号又は段位については、本規則施行後においても効力を有するものとする。
- 3 本規則は、平成28年3月17日に一部改定し、平成28年4月1日から施行する。
(審査員選考基準の改定)
- 4 本規則は、平成30年3月14日に一部改定し、平成30年4月1日から施行する。
(審査員選考基準の改定)

限を経て、特に優秀と認められる者

受審段位	修業年限
初 段	一級受有者
二 段	初段受有後3か月
三 段	二段受有後1年
四 段	三段受有後2年
五 段	四段受有後3年

3 六段から八段までの受審を希望し、年齢 65 歳以上で、次の修業年限を経た者

受審段位	修業年限
六 段	五段受有後2年
七 段	六段受有後3年
八 段	七段受有後5年

第18条以下省略

附 則

- 1 本規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 財団法人全日本剣道連盟寄附行為に基づいて授与された称号又は段位については、本規則施行後においても効力を有するものとする。
- 3 本規則は、平成28年3月17日に一部改定し、平成28年4月1日から施行する。
(審査員選考基準の改定)
- 4 本規則は、平成30年3月14日に一部改定し、平成30年4月1日から施行する。
(審査員選考基準の改定)
- 5 本規則は、令和7年3月6日に一部改定し、令和7年4月1日に施行する。
(修業年限の改定)